

むつ市議会第202回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成21年12月16日(水曜日)午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第87号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第88号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第89号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第90号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第91号 むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第92号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第93号 むつ市花・木・鳥選定委員会条例を廃止する条例
- 第8 議案第94号 指定管理者の指定について
(川内第1牧野外1施設)
- 第9 議案第95号 下北圏域介護認定審査会共同設置規約の変更について
- 第10 議案第96号 下北圏域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について
- 第11 議案第97号 下北地域広域行政事務組合格約の変更について
- 第12 議案第98号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について
- 第13 議案第99号 市道路線の認定について
- 第14 議案第100号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第15 議案第104号 平成21年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算
- 第16 議案第105号 平成21年度むつ市用地造成事業会計補正予算

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第17 議員提出議案第9号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例

【各常任委員会からの申し出】

- 第18 各常任委員会の所管事務継続審査について

【委員の推薦】

- 第19 農業委員会委員の推薦

本日の会議に付した事件

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第87号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第88号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例

- 第3 議案第 89号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第 90号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第 91号 むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第 92号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第 93号 むつ市花・木・鳥選定委員会条例を廃止する条例
- 第8 議案第 94号 指定管理者の指定について
(川内第1牧野外1施設)
- 第9 議案第 95号 下北圏域介護認定審査会共同設置規約の変更について
- 第10 議案第 96号 下北圏域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について
- 第11 議案第 97号 下北地域広域行政事務組合格約の変更について
- 第12 議案第 98号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について
- 第13 議案第 99号 市道路線の認定について
- 第14 議案第100号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第15 議案第104号 平成21年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算
- 第16 議案第105号 平成21年度むつ市用地造成事業会計補正予算
- 【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】
- 第17 議員提出議案第9号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 【各常任委員会からの申し出】
- 第18 各常任委員会の所管事務継続審査について
- 【委員の推薦】
- 第19 農業委員会委員の推薦
- 【動議趣旨説明、質疑、討論、採決】
- 第20 新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議の動議

出席議員（26人）

1番	澤	藤	一	雄	2番	新	谷	泰	造
3番	目	時	睦	男	4番	工	藤	孝	夫
5番	横	垣	成	年	6番	新	谷		功
7番	野	呂	泰	喜	8番	浅	利	竹	二郎
9番	川	端	一	義	10番	鎌	田	ち	よ子
11番	中	村	正	志	12番	富	岡		修
14番	菊	池	広	志	15番	半	田	義	秋
16番	千	賀	武	由	17番	白	井	二	郎
18番	山	本	留	義	19番	岡	崎	健	吾
20番	馬	場	重	利	21番	山	崎	隆	一
22番	川	端	澄	男	23番	高	田	正	俊夫
24番	村	川	壽	司	25番	高	岡	幸	夫
26番	斉	藤	孝	昭	27番	村	中	徹	也

欠席議員（1人）

13番	佐	々	木	隆	徳
-----	---	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一郎	副市長	野	戸	谷	秀	樹
教育長	牧	野	正	藏	公営企業者 営理者	遠	藤	雪	夫	
監査委員	小	川	照	久	総務部長	新	谷	加	水	
会計事務 出納室長	工	藤	正	明	企画部長	阿	部		昇	
企画部 部長	近	原	芳	栄	民生部長	齋	藤	秀	人	
保健福祉部 部長	鴨	澤	信	幸	経済部長	櫛	引	恒	久	
建設部長	太	田	信	輝	選挙管理 委員会 事務局長	大	芦	清	重	
監査委員 局長	齋	藤		純	教育部長	佐	藤	節	雄	
公企業局 舎長	佐	藤	純	一	川内庁舎 所舎長	河	野	健	二	
大畑庁舎 長	柳	谷	正	尚	協野 庁舎所 舎長	片	山		元	

総務部
総務課
総務課
総務課
総務課
総務課
総務課
総務課
総務課
総務課

松尾秀一
吉田真

農業委員会
事務局
事務局
事務局
事務局
事務局
事務局
事務局
事務局
事務局

吉田薫
澁田剛

事務局職員出席者

事務局長
総括主幹
主事

工藤昌志
柳田諭
井戸向秀明

次長
主査
澤谷松夫
石田隆司

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、12月7日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長からそれぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎発言の申し出

○議長（村中徹也） この際、横垣成年議員より発言の申し出がありますので、これを許可します。
5番横垣成年議員。

（5番 横垣成年議員登壇）

○5番（横垣成年） 議長には、本日発言の機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。

私は、12月11日の一般質問の中で、市長に対しまして、_____不適切な発言をしてしまいました。市長には、大変失礼な発言をして、

まことに申しわけございませんでした。

議長におかれましては、この部分の取り消しと会議録からの削除をしていただきますようお願い計らいよろしくをお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の発言を終わります。

◎発言の取り消し

○議長（村中徹也） ただいま横垣成年議員から、12月11日に行われました一般質問での発言の一部に不適切な表現があったので、取り消したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。横垣成年議員からの発言の取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、横垣成年議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

◎日程第1～日程第16 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（村中徹也） 次は、日程第1 議案第87号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例から、日程第16 議案第105号 平成21年度むつ市用地造成事業会計補正予算までの16件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第87号から議案第89号、議案第93号、議案第97号、議案第98号及び議案第100号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

(24番 村川壽司議員登壇)

○24番(村川壽司) おはようございます。総務教育常任委員会委員長報告をいたします。

総務教育常任委員会に付託されました議案7件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月7日、教育長並びに関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第87号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、国家公務員の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正により勤務時間が短縮されたことに準じ、本市でも1週間の勤務時間をこれまでの40時間から38時間45分に改正するためのもので、短縮分は昼休み時間を現行の45分から1時間にすることとし、始業時間及び終業時間に変更はないとの説明がありました。

これに対し委員から、総務省からの通達の背景、むつ市の対応、育児休業の基準等についての質疑があり、理事者側から、国で50人以上の事業所を対象に労働時間を調査し、それを踏まえた改正になっている。県を通じ平成21年1月に連絡が来たが、組合交渉や条例改正のほか附帯した規則や規程の改正も伴うもので、平成21年4月の改正は現実的に困難で、他市の動向も踏まえ1年見送った。育児休業についても、勤務時間に連動した改正となっているとの答弁がありました。

次に、議案第88号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側

から、本市の人材育成にとの趣意をもってご寄附をいただいたので、基金に組み入れ有効な管理運営を図るためのもので、基金総額は4億3,411万103円となるとの説明がありました。

これに対し複数の委員から、滞納の理由、現況などについての質疑があり、理事者側から、就職が困難で返還を猶予している方もいるが、社会規範の希薄化、払えるけれども払わない方が圧倒的に多い。電話催告、自宅訪問、勤務先訪問などで、回収金額は伸びているものの、10月28日現在で、返還猶予分を除いて1,887万1,500円の滞納となっているとの答弁がありました。

次に、議案第89号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、利用者の減少等によって平成13年度から休止していたむつ市脇野沢スキー場を、今後も利用者が見込めないことなどにより、廃止するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、ヒュッテ等の売却についての質疑があり、理事者側から、取りつけ道路も使用不可能となるので、現状のままと思っているが、購入希望者があらわれたときには譲渡することはやぶさかでないとの答弁がありました。

次に、議案第93号 むつ市花・木・鳥選定委員会条例を廃止する条例についてであります。理事者側から、去る9月1日の市制施行記念日において、市の花、木、鳥をそれぞれ制定したことに伴い、むつ市花・木・鳥選定委員会の役目が果たされたことから、当該条例を廃止するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第97号 下北地域広域行政事務組合規約の変更についてであります。理事者側から、下北地域広域行政事務組合の執行機関の組織力の向上及び連携の強化を図るため、新たに参与の職を設けることに伴い、組合規約を変更するための

ものであり、参与には管理者の属する関係市町村の副市町村長をもって充てることとしているので、むつ市副市長が就任することになるとの説明がありました。

これに対し委員から、組織力向上及び連携の強化とは具体的にどうということか、予算を伴うのかとの質疑があり、理事者側から、し尿、ごみ、知的障害児施設の整備等々難しい問題を抱えており、さらに参画していた収入役がいなくなったことで、市長のみが参画しているという格好になっているので、いろいろな難題について職員だけではアプローチが難しい、政治的な判断を必要とすることも多々あることから、参与として参画し難題についてのアプローチを一緒にやってもらうということ。給与を払うものではなく、旅費がかかる程度であるとの答弁がありました。

次に、議案第98号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請についてであります、理事者側から、むつ市用地造成事業会計の廃止に当たり、一般会計で負担する用地造成事業会計に係る一時借入金の償還に要する金額から、資産の処分により見込まれる収入分を差し引いた金額に相当する額について、第三セクター等改革推進債を借り入れするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、国、県、金融機関との調整はついているのかとの質疑があり、理事者側から、内々に県を通じて国までこの借り入れが妥当なのか判断してもらっている。借り入れは利率の低い金融機関を選択したいとの答弁がありました。

また、別の委員から、市財政への影響、土地の管理についての質疑があり、理事者側から、借入額13億6,790万円で、償還年限は10年間。利子が1.2%であれば、10年間で利子分が9,156万円。トータルで14億5,946万円、年間1億4,594万6,000円

を予定している。まだどの程度かはっきりしないが、利子分は特別交付税の財政措置が予定されている。土地については用地に応じて担当部署を決定するとの答弁がありました。

さらに、同じ委員から、土地は企画部門で一括管理すべきではないか、並木団地は住宅用に転用してもよいのではないのかとの質疑があり、理事者側から、旭町に分譲地は普通財産として管財課で売却、並木団地は企業誘致などと関連するので産業政策課が担うことになる。並木団地の住宅転用については、今後一般会計で管理を検討していくとの答弁がありました。

また、別の委員から、この起債は他の第三セクターでは該当しないのかとの質疑があり、理事者側から、むつ市土地開発公社が該当するとの答弁がありました。

次に、議案第100号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更についてであります、理事者側から、社会福祉法人が実施する高齢者福祉施設整備に対する助成に当たり、過疎地域自立促進特別措置法に基づく財政上の特別措置を活用するため、当該計画の一部を変更するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、過疎法の行方についての質疑があり、来年の通常国会で、現行過疎法の充実を図る形で、延長法案が取りざたされており、この延長法案の中で地域の実態を見据えながら、新たな法体系を探っていくと伺っているとの答弁がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これにて総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第91号、議案第92号、議案第94号、議案第99号、議案第104号及び議案第105号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業

建設常任委員会副委員長。

(18番 山本留義議員登壇)

○18番(山本留義) おはようございます。産業建設常任委員会に付託されました議案6件について、審査の経過と結果を佐々木隆徳委員長にかわりましてご報告申し上げます。

本委員会は、12月7日、公営企業管理者及び関係係局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。議案第92号についてご異議がございましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、そのほかの5議案につきましても、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第91号 むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案について理事者側から、むつ市用地造成事業会計を廃止するため、むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例の規定から用地造成事業を除くものである。本会計は、地方公営企業法の全部適用を平成8年度末に廃止し特別会計としており、特別会計移行後は、新たな造成事業を実施せず保有土地の処分に傾注し、また一般会計からの繰り入れにより一時借入金の額を軽減させていたが、今回一般会計において第三セクター等改革推進債の活用により、本会計の繰入金が大幅に増額となる見込みがついたため、一時借入金の一括返済が可能となったことから、本会計を廃止し市の財政の健全化を図るためのものであるとの説明がありました。

本案に対して委員から、保有用地を売却するための具体的計画があるのか、また行政として直接利用していく用地があるのかとの質疑があり、理

事者側から、庁内に総務部、経済部、建設部及び公営企業局で構成する用地造成事業会計連絡会議を設置しており、その場で公営企業局が保有している用地の売却及び活用の仕方について、現在協議、検討を進めているとの答弁がありました。

また、同委員から不要不急な用地については、速やかに売却するという意味で、実勢額を下回っても売却する考えがあるのかとの質疑があり、理事者側から、県からも同じような助言があり、そのように考え、実勢額よりも低い金額を設定し売却するよう努力している。ただ、そのように低い金額を設定しても、保有用地の並木団地及び第三旭町団地については、触手を伸ばす開発業者や不動産業者は全くあられなかったとの答弁がありました。

さらに、同委員から、市の用地は購入後のアフターフォローが不十分のため、なかなか手が出せないという不評が市民から出ているが、今後市としてどのように対応するのかとの質疑があり、理事者側から、経年変化により老朽化したものまでには責任を負いかねるが、誠意を持って対処していく考えで、またそのような不評を買わないよう努力していくとの答弁がありました。

次に、議案第92号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

本案について理事者側から、合併後不均一となっている水道料金等について、合併協定書の趣旨にかんがみ開催されたむつ市水道料金等審議会からの水道料金等の統一化の答申に基づき、所要の条文整備をするものである。まず、水道料金については、むつ地区の水道料金に統一し、平成22年5月分料金から実施するとしており、川内地区、大畑地区及び脇野沢地区において、改定による激変を緩和するため、新料金と旧料金の差額について、増減にかかわらず段階的に調整するよう経過措置を講じている。次に、水道加入料金制度につ

いては、現在むつ地区と川内地区で採用しているが、むつ地区を除いた地区の過疎化が進んでいることから、地区間の格差を是正する意味で、平成22年3月31日をもって水道加入金制度を廃止することとしている。次に、水道会計手数料については、指定給水装置工事業者申請手数料は、各地区とも同額のため現行どおりとし、設計審査及び工事検査手数料は給水装置工事の申し込み頻度数が多く、小口径の金額が低いむつ地区に統一している。また、むつ地区にない項目については廃止することとしており、結論としてむつ地区の手数料に統一することになり、平成22年4月1日から実施するとしているとの説明がありました。

本案に対して委員から、むつ市水道料金等審議会答申書によれば、小口径利用者には基本料金に基本水量10立米を付して料金の低廉化が図られているが、高齢化社会と言われる昨今、当市も独居老人世帯が増加しており、これらの家庭の使用水量は極めて少量であることから、5立米以下の基本料金について、さらなる特別措置を講ずるよう検討していただきたいとの要望がある。これは、来年5月分使用料から実施される料金改定と同時に、この特別措置が実施されることを要望する内容ではないか。また、この特別措置を実施する方向で今後具体的に検討していくことはできないかとの質疑があり、理事者側から、むつ市水道料金等審議会から直接要望を受けたその場面で、そのことについては、大畑地区の経過措置が終了した後の平成29年度以降において検討させていただきたいと回答しており、審議会にはそれで納得していただいたと受けとめている。また、地方公営企業法による独立採算制の企業経営をしているため、企業を成り立たせなければならないということが前提にあり、現在の水道事業会計は、そのような特別措置を実施できるかどうかについて、即座に回答できるような状況にはないとの答弁があ

りました。

また、同委員から、使用水量の実績が5立米以下の件数は全体の何%なのかとの質疑があり、理事者側から、その件数は3,926件で、市全体の20.19%を占めているとの答弁がありました。

次に、議案第94号 指定管理者の指定についてであります。

本案について理事者側から、川内地区にある市営牧野のうち川内町板家戸にある川内第1牧野と川内第2牧野の指定管理者について、平成22年度から平成24年度までの3カ年を、平成19年度から平成21年度までの3カ年に引き続き川内地区牧野管理組合を指定するものである。このことについて、本年7月に公募を行ったが、応募は1件のみで、また指定管理料については年439万8,000円である。なお、平成19年度からこれまでの当該組合の管理の状況は良好であるとの説明がありました。

本案に対して委員から、当該組合の組合員数について質疑があり、理事者側から、9名との答弁がありました。

次に、議案第99号 市道路線の認定についてであります。

本案について、理事者側から、まず中央団地19号線から中央団地22号線、若松町連絡10号線及び若松町連絡11号線の6路線は都市計画法に係る開発行為により市に帰属された路線であり、住宅の連立に伴い生活道路として非常に重要な路線となっていることから、市道に認定するものである。次に、中央連絡線については、平成19年、平成20年の2カ年で道路整備した路線であり、山田町1号線から山田町18号線までの山田町地区の生活道路18路線については、側溝整備がほぼ完了し、順次舗装整備を進めていることから市道認定するものである。なお、中央地区5路線は延長582.1メートル、若松町地区2路線は延長202.4メートル、

山田町地区18路線は延長1,947.1メートルとなっている。次に、桂川目連絡線については、樺山地区から300メートルほど関根方面に向かったところの旧道部分で、平成21年10月14日に下北地域県民局長から、この地区の国道279号の旧道部分の改良工事が完了したことから、旧道の移管について協議があった路線であり、旧道処理事務手続に基づき、延長224.0メートルを市道として維持管理するため認定するものである。これらすべて合わせると26路線で、実延長2,955.6メートルになるとの説明がありました。

次に、議案第104号 平成21年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算についてであります。

本案について、理事者側から、魚市場運営審議会委員に係る費用弁償の積算誤りを更正するもので、歳出予算の組み替えにより措置するものである。魚市場運営審議会委員の旅費に係る費用弁償の日当について、当初予算額の1,500円は合併前の旧大畑町の日当の規定によるもので、また車賃も無支給で、合併後も修正されることがなく現在に至っており、魚市場運営審議会の開催を平成22年3月に予定していることから、費用弁償の適正化を図るため12月補正となったものである。したがって、歳入に係る変更はなく歳出のみの補正となるとの説明がありました。

次に、議案第105号 平成21年度むつ市用地造成事業会計補正予算についてであります。

本案について、理事者側から、平成22年3月31日付をもって、むつ市用地造成事業会計を廃止するに当たり、本会計の清算のため一般会計からの繰入金的大幅な増額を見込み、関係科目の補正をするものであるとの説明がありました。

これら3議案に対して、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第90号、議案第95号及び議案第96号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（26番 齊藤孝昭議員登壇）

○26番（齊藤孝昭） おはようございます。民生福祉常任委員会に付託されました議案3件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月7日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第90号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について、理事者側から、さきの第201回定例会で一部改正した本条例について示された準則について一部訂正があったことから、所要の条文整備を行うためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、高額医療・高額介護合算制度により支給される高額介護合算療養費を重度心身障害者医療費の支給額から控除するということは、対象者にとってどのような利点があるのかとの質疑があり、理事者側から、受診時に国民健康保険の医療費を支払い、その後その医療費から高額介護サービス費を償還してもらうための高額介護合算療養費申請に係る手間が省けるとの答弁がありました。

次に、議案第95号 下北圏域介護認定審査会共同設置規約の変更について及び議案第96号 下北圏域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について、理事者側から、2議案とも市本庁舎移

転に伴い、認定審査会共同設置規約に規定する執務場所を変更するためのものであるとの説明がありました。

これら2議案に対して、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前11時まで暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました16議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第87号

○議長（村中徹也） まず、議案第87号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第88号

○議長（村中徹也） 次は、議案第88号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第89号

○議長（村中徹也） 次は、議案第89号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第90号

○議長(村中徹也) 次は、議案第90号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第91号

○議長(村中徹也) 次は、議案第91号 むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員

長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第92号

○議長(村中徹也) 次は、議案第92号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、4番工藤孝夫議員。

(4番 工藤孝夫議員登壇)

○4番(工藤孝夫) 議案第92号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例に反対討論をいたします。

本案は、合併後の旧市町村間の水道料金を平成22年4月から旧むつ市の一番高い料金体系に統一

するというものです。合併協議会でも、5年後の統一をめどとするとしていますが、高い料金で統一するとは一言も述べておりません。水を売って会計を賄えという国の独立採算制度そのものに大きな問題があることもさることながら、第一に審議会の答申が利用者への十分な説明を要望しているにもかかわらず、十分どころか議会の議決が通ってからというのでは主客転倒、市民無視と言わざるを得ません。

また、答申では、増加するひとり暮らしに配慮して、さらなる特別措置を講ずることの検討を求めていることについても、議案が可決してから考えると、旧町村のひとり暮らし世帯数も把握していないのは、審議会の形骸化そのものであります。

最後に、合併の格差是正を大義名分とするのであれば、下水道料金にもはね返ることを考慮しつつも、旧むつ市の高い水道料金に統一するのではなく、旧4市町村の均一料金に設定して統一すべきであることも指摘しつつ討論いたします。

議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで工藤孝夫議員の討論を終わります。

次に、3番目時睦男議員。

（3番 目時睦男議員登壇）

○3番（目時睦男） 議案第92号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

本議案は、合併協定での合併後5年以内をめどに統一する水道料金と合併後5年以内をめどに存続を含め再編するとした水道加入金及び水道関係手数料を水道料金等審議会からの統一を図ることなどの答申を受け見直しをし、統一を図るためのものであり、改定案は来年5月分よりむつ地区の水道料金に統一する内容であり、ほとんどの家庭が使用している口径13ミリメートルで1カ月の使

用料が15立米の場合、大畑地区が719円、川内地区が414円、脇野沢地区173円の値上げになることから、激変緩和措置として大畑地区が平成28年4月までの7年間、川内地区と脇野沢地区が平成26年4月までの5年間の調整期間を設け、口径13ミリメートルで1カ月の使用料が10立米の場合、地区によって241円から10円の値下げになっているとはいえ、高齢化、少子化、核家族化によりひとり暮らしや少人数家庭が多くなり、水道使用料が1カ月5立米以下の世帯が全世帯数の5軒に1軒の3,926軒あり、料金統一そのものは理解しながらも、特に今回値上げの対象となっている川内、大畑、脇野沢地区はこのような家庭が多いことから、使用料が1カ月5立米以下の世帯に対し特別措置を講じ、弱い立場の方々に負担の軽減を図ることが行政の任務と考え、本議案に反対します。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで目時睦男議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第92号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者5人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、議案第92号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第93号

○議長（村中徹也） 次は、議案第93号 むつ市花・木・鳥選定委員会条例を廃止する条例につい

て、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第93号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第94号

○議長(村中徹也) 次は、議案第94号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、川内第1牧野外1施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第94号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第95号

○議長(村中徹也) 次は、議案第95号 下北圏域介護認定審査会共同設置規約の変更について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第95号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第96号

○議長(村中徹也) 次は、議案第96号 下北圏域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第96号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第97号

○議長(村中徹也) 次は、議案第97号 下北地域広域行政事務組合理約の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第97号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第98号

○議長(村中徹也) 次は、議案第98号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第98号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第99号

○議長(村中徹也) 次は、議案第99号 市道路線の認定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第99号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第100号

○議長(村中徹也) 次は、議案第100号 むつ市

過疎地域自立促進計画の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第100号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第104号

○議長(村中徹也) 次は、議案第104号 平成21年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第104号は委員長報告のとおり可決され

ました。

◇議案第105号

○議長(村中徹也) 次は、議案第105号 平成21年度むつ市用地造成事業会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第105号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第17 議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長(村中徹也) 次は、日程第17 議員提出議案第9号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。16番千賀武由議員。

(16番 千賀武由議員登壇)

○16番(千賀武由) 議員提出議案第9号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本案は、むつ市議会第201回定例会において、

平成22年4月1日から市の組織改革を図るため、総務部を総務政策部に、企画部を財務部に編成がえをするむつ市部設置条例の一部を改正する条例の議決に伴い、またむつ市議会第146回臨時会での常任委員会再編成により、委員会条例に定める総務教育常任委員会の所管部署の名称を改めるため提案するものであります。

以上が上程されました議員提出議案第9号の提案理由であります。議員皆様方のご理解とご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第9号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第9号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第9号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第9号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 各常任委員会の所管事務継続審査について

○議長（村中徹也） 次は、日程第18 各常任委員会の所管事務継続審査についてを議題といたします。

本件は、さきの臨時会での常任委員会再編成に伴い、新たに議決を要するものであります。

各常任委員長から、会議規則第105条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、審査終了まで閉会中の継続審査の申し出がありません。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、審査終了まで閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、審査終了まで閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎日程第19 農業委員会委員の推薦

○議長（村中徹也） 次は、日程第19 農業委員会委員の推薦を議題といたします。

本件は、議会推薦の農業委員に1名の欠員が生じたため、これを補充するため行うものであります。

お諮りいたします。推薦の方法については指名推選とし、議長から推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、推薦の方法については指名推選とし、議長から推薦することに決定いたしました。

お諮りいたします。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦の農業委員に杉山武美氏を推薦したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦の農業委員に杉山武美氏を推薦することに決定いたしました。

(「議長、動議」の声あり)

◎動議の提出について

○議長(村中徹也) 26番齊藤孝昭議員。

○26番(齊藤孝昭) 動議を取り計らっていただきましてありがとうございます。

新谷泰造議員に対する辞職勧告を提案します。

○議長(村中徹也) ただいま齊藤孝昭議員から、新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議の動議が提出されましたが、本動議には会議規則第16条の規定により、提出者のほか2人以上の賛成者が必要であります。

念のため、ここで本動議に賛成する議員の確認を行います。

本動議に賛成する議員の起立を求めます。

(起立者14人、起立しない者10人)

○議長(村中徹也) 所定の賛成者がおりますので、本動議は成立いたしました。

ここで本動議の取り扱いについて議会運営委員会で協議するため暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時50分 再開

○議長(村中徹也) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加について

○議長(村中徹也) ここで、新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議の動議を日程に追加し、ただちに議題とすることについて採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本動議を日程に追加し、ただちに議題とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者16人、起立しない者3人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、本動議を日程に追加し、ただちに議題とすることは可決されました。

◎日程第20 新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議の動議

○議長(村中徹也) 次は、日程第20 新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議の動議を議題といたします。

本動議について、提出者から趣旨説明を求めます。26番齊藤孝昭議員。

(26番 齊藤孝昭議員登壇)

○26番(齊藤孝昭) 新谷泰造議員には、本年の6月定例会、9月定例会に続き3度目の辞職勧告を要求する。

新谷泰造議員は、むつ市議会本会議の議決及び議会運営委員会の決定が適切に処理されたことに対し、自らの憶測と推測で違法と決めつけ提訴しました。このことについては、青森地方裁判所において、議会の自主権、自律権の確立によるこの議会内のことは議会内で解決すべきこととし、原告新谷泰造議員の提訴の主張にはいずれも理由がなく、新谷泰造議員が言う嫌がらせ行為や名誉毀損、信用の侵害行為に値する事実の証拠が一切ないと断じられ、訴えを棄却されています。ところが、新谷泰造議員はこのことを不服とし、

現在仙台高等裁判所に控訴していますが、議会の規則やルールに不満があれば、発言権の要件を満たし、代表者会議や議会運営委員会において主張し、その意を議会改革に傾注すべきです。

さらに、新谷泰造議員に対する辞職勧告や懲罰動議に賛成した議員15名を集団的嫌がらせ行為と称し、むつ簡易裁判所へ調停の申し立てを行い、慰謝料計7,500万円を請求しています。このことは、議会の自律権を大きく侵害することだけでなく、我が国日本における議会制民主主義の根幹を揺るがす事態であります。よって、新谷泰造議員に対し、3回目の辞職を勧告するものであります。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで提出者の趣旨説明を終わります。

ここでただいまの趣旨説明に対し、質疑及び討論の通告を受け、また議事整理のため午後零時10分まで暫時休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 零時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議の動議を提出した齊藤孝昭議員の趣旨説明に対し、質疑を行います。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で齊藤孝昭議員の趣旨説明に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議の動議は、会議規則第38条第2項の規定により、委員

会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議の動議は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議の動議については起立により採決いたします。

本動議を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者16人、起立しない者2人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議の動議は可決されました。

（2番 新谷泰造議員入場）

◎閉会の宣告

○議長（村中徹也） これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第202回定例会を閉会いたします。

午後 零時12分 閉会

